

草津市災害廃棄物処理計画の具体的な検討項目（案）

第1章 基本的事項

市の地勢（山や川等の主要な地形、道路交通網等）、想定される災害および災害廃棄物の発生量、民間の処理事業者も踏まえた廃棄物処理施設の余力、仮置場の必要面積、災害廃棄物処理の基本的な考え方、各主体の役割等の基本的事項。

検討のポイント

- ・災害想定は「滋賀県災害廃棄物処理計画」や「草津市地域防災計画」と整合を図り、琵琶湖西岸断層帯による地震（最大震度7）において想定される災害廃棄物の発生量を整理する。
- ・市内の廃棄物処理業者や廃棄物処理が可能な土木関連業者等を含めた処理能力を整理する。
- ・想定した災害廃棄物の発生量や処理能力を踏まえて仮置き場の必要面積について検討する。
- ・BCP（事業継続計画）として、災害時の災害廃棄物の処理と通常の生活ごみの処理が並行して行う処理順序を検討する（初動段階でし尿や避難所ごみを含む生活ごみの処理ルートを確保するなど）。

第2章 平常時（発災前）の災害廃棄物対策

廃棄物処理施設の情報把握、仮置場候補地の選定、関係者に対する研修、住民等への情報提供、受援・支援体制、災害廃棄物の処理方法の事前検討等の災害発生時に備え、平時から取組が必要な事項。

検討のポイント

- ・公共用地や民地を含め仮置き場としての利用可能性について検討し、候補地を選定する。また、仮置き場のレイアウトについても検討する。
- ・国や滋賀県との受援・支援体制を構築する。また、災害廃棄物等の処理全体に必要な他の自治体や民間事業者との協定について検討し、災害発生時に速やかに機能するよう受援・支援体制について検討する。
- ・想定される災害廃棄物の種類ごとの具体的な処理方法について検討する。特に処理困難物（畳やソーラーパネル、PCB廃棄物など）

第3章 発災後の災害廃棄物対策

組織体制、情報収集・連絡調整、災害廃棄物発生量等の把握、処理体制の構築、住民等への情報提供、受援・支援の要請、災害廃棄物処理実行計画の策定、災害廃棄物処理等の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するために必要な事項。

検討のポイント

- ・初動段階、応急対応段階、復旧・復興段階の各段階での「衛生班（災害廃棄物担当）」の組織体制について整理し、担当ごとの必要人数について整理する。
- ・収集運搬体制、生活ごみ・避難所ごみ処理体制、し尿処理体制の各処理体制について、初動段階、応急対応段階、復旧・復興段階の各段階での処理体制について必要事項を整理する。
- ・住民や災害ボランティアへの情報提供方法について検討する（仮置き場の設置場所や持ち込めるごみ種、開場時間など）。なお、災害発生時のごみ集積所へのごみの出し方など事前の取り決めが可能なものについては、前章にて検討する。
- ・災害廃棄物処理計画において、「災害廃棄物処理実行計画」の策定を迅速に行うことのできるよう災害廃棄物の処分方法等について詳細に検討する。

※「災害廃棄物処理実行計画」

災害時に「災害廃棄物処理実行計画」に基づき適正な廃棄物処理を行うことで「災害廃棄物処理事業費補助金」の交付を受けることができる。